

2025年1月14日

各位

会 社 名 キッズウェル・バイオ株式会社 代表者名 代表取締役社長 紅林 伸也 (コード番号: 4584 グロース) 問合せ先 経営企画部長 栗原 隆浩 (TEL. 03-6222-9547)

第 15 回新株予約権及び第 18 回新株予約権(行使価額修正条項付)の残存証券の買入消却 並びに

第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年12月26日付の当社取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc. (以下、「割当先」といいます。)が保有する第15回新株予約権及び第18回新株予約権未行使数(以下、「本既存証券」)の買入れ及び明日(2025年1月15日)付の消却に向けた社内手続きが本日完了し、また、同取締役会において決議いたしました割当先に対する第三者割当の方法による第23回新株予約権及び第24回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本日、本既存証券の買入及び本新株予約権の発行に関する払込み手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本既存証券に関する2025年1月における行使状況(1月1日から1月14日まで)につきましても併せてお知らせいたします。

なお、本既存証券の買入消却及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024 年 12 月 26 日付で公表いたしました「第 15 回新株予約権及び第 18 回新株予約権(行使価額修正条項付)の残存証券の買入消却並びに第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」(以下、「本発行に関するプレスリリース」といいます。)をご参照ください。但し、本発行に関するプレスリリースの「I. 第 15 回新株予約権及び第 18 回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由 2. 買入消却の内容」においては、第 15 回新株予約権及び第 18 回新株予約権の消却日をいずれも買入日と同日の「2025 年 1 月 14 日」と記載しておりましたが、株式会社証券保管振替機構における手続きの関係上、消却日はいずれも「2025 年 1 月 15 日」となりますので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 本既存証券の買入消却の概要

① 第15回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	キッズウェル・バイオ株式会社第 15 回新株予約権(第三者割当)
(2) 買入日	2025年1月14日
(3) 買入個数・金額	第 15 回新株予約権 13,746 個
	1個につき金 141 円(総額 1,938,186 円)
(4) 買入資金	本資金調達

(5) 消却日	2025年1月15日
(6) 消却後の残存新株 予約権数	O個

② 第18回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	キッズウェル・バイオ株式会社第 18 回新株予約権(第三者割当)
(2) 買入日	2025年1月14日
(3) 買入個数・金額	第 18 回新株予約権 残存未行使個数 65,600 個
	1個につき金 152円(総額 9, 971, 200円)
(4) 買入資金	本資金調達
(5) 消却日	2025年1月15日
(6) 消却後の残存新株	O /III
予約権数	0 個

2. 本新株予約権の発行の概要

<第23回新株予約権>

~ 第 23 四 利 /		
(1)割 当 日	2025年1月14日	
(2) 発行新株予約権数	13,746 個	
(3) 発 行 価 額	総額 481,110円 (第 23 回新株予約権 1 個当たり 35 円)	
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	潜在株式数:1,374,600 株 (本新株予約権1個につき100 株) 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって 上限行使価額及び下限行使価額はありません。	
調達資金の額(新株予(5) 約権の行使に際して出	143, 439, 510 円 (注)	
資される財産の価額)		
(6) 行 使 価 額	104 円	
	2025年1月15日から2028年1月15日まで	
(7) 行 使 請 求 期 間	但し、当該行使期間の最終日が営業日でない場合は、その前営業日	
	を最終日とする。	
(8) 募集または割当方法	第三者割当の方法による	
(9) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.	
(10) そ の 他	本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。 (1)上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと (2)本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。な	

お、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に 引き継がれる。 また 本買取契約においては 本発行に関するプレスリリースの

また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等(6)ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められております。

(注) 第 23 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての第 23 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第 23 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

<第24回新株予約権>

< 男 24	(第 24 回新株予約権 >		
(1)	割 当 日	2025年1月14日	
(2) 発行新株予約権数		60,000 個	
(3)	発 行 価 額	総額 3, 120, 000 円 (第 24 回新株予約権 1 個当たり 52 円)	
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数:6,000,000株(本新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。下限行使価額は52円です。	
	調達資金の額(新株予	567, 120, 000 円 (注)	
(5)	約権の行使に際して出		
	資される財産の価額)		
(6)	行 使 価 額	当初行使価額は、94円とします。 行使価額は、2025年1月20日を初回の修正日とし、その後毎週月曜日(以下、「修正日」といいます。)において、当該修正日に先立つ15連続取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最安値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が52円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、当該本新株予約権の発行決議日の直前取引日である2024年12月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額(1円未満の端数切り上げ)であります。	
(7)	行 使 請 求 期 間	2025年1月15日から2025年9月15日まで 但し、当該行使期間の最終日が営業日でない場合は、その前営業日 を最終日とする。	
(8)	募集または割当方法	第三者割当の方法による	
(9)	割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.	
(10)	譲渡制限及び 行使数量制限の内容	第 24 回新株予約権に係る制限超過行使の禁止 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め、並びに 日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規 則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう 措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使	

(単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込日時点における 上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分 に係る行使をいう。)を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第24回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第24回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第24回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、第24回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。なお、第24回新株予約権の発行に伴い、本項に記載する制限超過行使の規定が、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債にも同様に適用されることとなります。その結果、かかる制限超過行使における10%の基準の判断に際しては、第24回新株予約権の行使により交付される株式数に加えて、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により交付される株式数を合算して判断することとなります。

本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。

- (1)上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。
 - ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること
 - ② 本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていない こと
 - ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと
 - ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと
 - ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実 を伝達していないこと

(11) そ の 他

(2)本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする (但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及びGoldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされ ている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務 は、譲受人に引き継がれる。

また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3.資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」及び「7.割当予定先の選定理由等(6)ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められております。

(注) 第 24 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての第 24 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第 24 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

3. 本既存証券の対象期間(2025年1月1日~1月14日)における行使状況

<第 15 回新株予約権>

(1)	銘 柄 名	キッズウェル・バイオ株式会社第 15 回新株予約権
(2)	対象期間の交付株式数	0 株
(3)	対象期間中に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	0 個
(4)	対象期間の前月末時点における未 行 使 の 新 株 予 約 権 の 数	13, 746 個
(5)	対象期間の最終日時点における未 行 使 の 新 株 予 約 権 の 数	13,746 個

(6) 対象期間における行使状況 該当事項はありません。

<第18回新株予約権>

(1)	銘 柄 名	キッズウェル・バイオ株式会社第 18 回新株予約権
(2)	対象期間の交付株式数	0 株
(3)	対象期間中に行使された新株予約権の数 及び発行総数に対する行使比率	0 個 (発行総数の 0.00%)
(4)	対象期間の前月末時点における 未行使新株予約権数 (株式数)	65,600個 (6,560,000株)
(5)	対象期間の最終日時点における未行 使 残 存 個 数 (株 式 数)	65,600個 (6,560,000株)

(6) 対象期間における行使状況 該当事項はありません。

以上